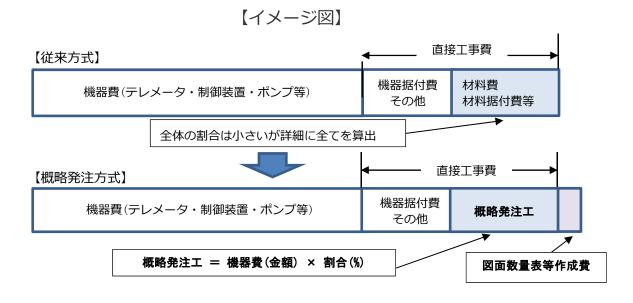
電気・機械工事の「ケーブル工事」における 概略発注方式の試行開始について

神奈川県企業庁では、工事積算業務の新たな取組みとして、電気・機械工事積算の一部を簡略化するとともに、受注者の創意工夫を反映させる<u>「概略</u>発注方式」の試行を令和7年4月から開始します。

◆概略発注方式の概要

- 発注者は、工事費全体に占める金額が小さいケーブル工事について、 発注時は率計上により積算します。
- 〇 受注者は、請負契約後、現場作業に入る前に、率計上で積算された部分について、調査を行い、図面数量表等を作成し発注者に提出します。
- 発注者は、提出された図面数量表等により、従来どおりの積み上げ積 算を行います。
- 〇 積み上げ積算時に必要となる図面数量表等については、別途作成費を 発注時に上乗せします。(詳細は電気・機械積算基準(P1-12)をご参 照ください。)



図面数量表等作成費:ケーブルルート図、ケーブル等数量表を作成し、準備費(共通仮設費)に計上

■試行に係るお問合せ:水道部計画課技術管理グループ(TEL 045-210-7257)